

所沢市立所沢中学校 P T A 会則（令和 4 年 4 月改正）

第 1 章 総則

第 1 条（名称及び事務所）

本会は所沢市立所沢中学校 P T A と称し、事務所を同校内に置く。

第 2 条（目的）

本会は所沢中学校の父母またはこれに準じた保護者（以下、保護者と称する）と教師とが互いに協力して教育の充実と振興をはかり学校と家庭と社会においてより幸福な生活が営めるよう努力することを目的とする。

第 3 条（事業）

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 家庭と学校との緊密な連絡
- (2) 学校行事への協力
- (3) 学校教育の充実および伸展
- (4) 会員相互の修養と親睦
- (5) 学校参観、懇談会、研究会、講演会等の開催
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項

第 2 章 会員

第 4 条（会員）

会員は次の通りとする。

- (1) 本会は所沢中学校生徒の保護者並びに本校教職員を会員とする。
- (2) 保護者は生徒 1 名に対して 1 議決権、教職員は 1 名に対して 1 議決を有することができる。
- (3) 会員は、平等の義務と権利を有する。

第 3 章 組織

第 5 条（学級、支部 P T A）

本会は各学級に学級 P T A、各町内に支部 P T A を置く。

第 6 条（委員会等）

本会に次の委員会等を置く。

- (1) 本部会
- (2) 常任理事会
- (3) 支部長会、学年委員会、広報委員会、教養委員会、厚生委員会、校外指導委員会
- (4) 本会会長は必要に応じて特別委員会を置くことができる。

第 4 章 役員

第 7 条（役員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 本部として会長 1 名、副会長 3 名以上、会計 2 名以上、幹事若干名
- (2) 常任理事として、本部役員、学年主任、支部長、委員長
- (3) 監査 3 名

但し、必要に応じて会長指名により変更することができる。

第 8 条（任務）

本会役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を掌理すると共に、各種会議を招集してその運営にあたる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。
- (3) 会計は会計にあたる。
- (4) 幹事は庶務にあたる。
- (5) 監査は会計を監査する。
- (6) 各委員長は委員会を招集し、その企画・運営にあたる。
- (7) 学級委員は学級 P T A の中心となる。また、学年委員会を構成し、各種事業の企画・運営にあたる。
- (8) 常任理事は常任理事会を構成し、各種事業の企画・運営にあたる。また、P T A にかかわる諸問題の審議に参加する。

第 9 条（役員の選出）

役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長および監査は選考委員会（特別委員会）において選出し総会の承認を得る。副会長、会計は会長が指名し常任理事会の承認を得る。但し副会長 1 名は教頭とする。
- (2) 選考委員会は、常任理事会が兼ねる。
- (3) 幹事は会長が委嘱する。
- (4) 各委員会は各委員会内における役員を互選する。
- (5) 支部 P T A 役員は支部ごとに選出する。
- (6) 学級委員は保護者の中から学級ごとに互選する。
- (7) 学年委員会は学年役員を互選する。

第 10 条（役員の任期）

役員の任期は 1 カ年とする。但し再選を妨げない。

補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、その選出は前条に準じ、常任理事会で承認する。

第 11 条（学校長）

学校長はすべての会議に出席して、質問に答え、意見を述べることができる。

第 12 条（顧問・相談役）

本会に顧問、相談役を置くことができる。

顧問・相談役は常任理事会の同意を得て会長が委嘱する。

第5章 会議

第13条（会議）

会議は次のとおりとする。

総会、役員会、常任理事会、本部会、支部長会、委員会、特別委員会

第14条（総会）

総会は毎年1回開き、予算、決算、事業計画、役員の選出、会務の報告の承認を行う。但し必要に応じて臨時総会を開くことができる。役員会は必要に応じて随時行う。総会は委任状を含め、全会員の過半数の出席をえて成立する。総会並びに臨時総会に提出された議案は出席人数の過半数で決する。

第6章 会計

第15条（会費）

会費は月額150円とする。会費は学年始めに1ヵ年分を全額納入することができる。ただし既納の会費は返金しないものとする。

第16条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 付則

第17条（変更）

本会の会則変更は総会の議決による。

第18条（規定）

本会の運営上特に必要な規定等は常任理事会において決定する。

第19条（施行、改正）

本会会則は昭和23年1月1日より施行する。

昭和34年2月22日一部改正

昭和36年5月 6日一部改正

昭和46年5月29日一部改正

昭和49年5月11日一部改正

昭和51年5月13日一部改正

昭和54年5月12日一部改正

昭和57年5月 1日一部改正

昭和58年5月 7日一部改正

昭和59年5月 8日一部改正

昭和62年5月 9日一部改正

平成15年2月26日一部改正

平成20年3月 8日一部改正

平成29年4月22日一部改正

令和 4年4月23日一部改正